

個人所属ランズ式S-6SコヨーテII型（超軽量動力機、複座）
（識別記号なし）の航空重大インシデント調査について
（経過報告）

令和5年5月25日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和4年6月26日、茨城県かすみがうら市内場外離着陸場において個人所属ランズ式S-6SコヨーテII型が進入時に復行を行った際、主翼が樹木に接触し、同場外離着陸場に隣接する畑に不時着した航空重大インシデントについて、令和4年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

個人所属ランズ式S-6SコヨーテII型は、令和4年6月26日（日）、操縦者及び同乗者1名が搭乗し、茨城県かすみがうら市内場外離着陸場において進入時に復行を行った際、主翼が樹木に接触し、同場外離着陸場に隣接する畑に不時着した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第2号中に規定された「航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸」として、航空重大インシデントに該当すると通報されたものである。

運輸安全委員会は、令和4年6月27日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機の損傷及び同場外離着陸場の状況の調査、操縦者及び同機に関わる記録の調査並びに同機のマニュアル類の調査を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、10時ごろ、操縦者及び同乗者が搭乗して、茨城県かすみがうら市内場外離着陸場においてジャンプ飛行のため浮揚したが、着陸予定範囲内に着陸できないおそれがあったことから上昇し飛行を継続した。その後、進入時に離着陸帯の中心から逸れたため復行したところ、主翼が樹木に接触し、同場外離着陸場に隣接する畑に不時着した。

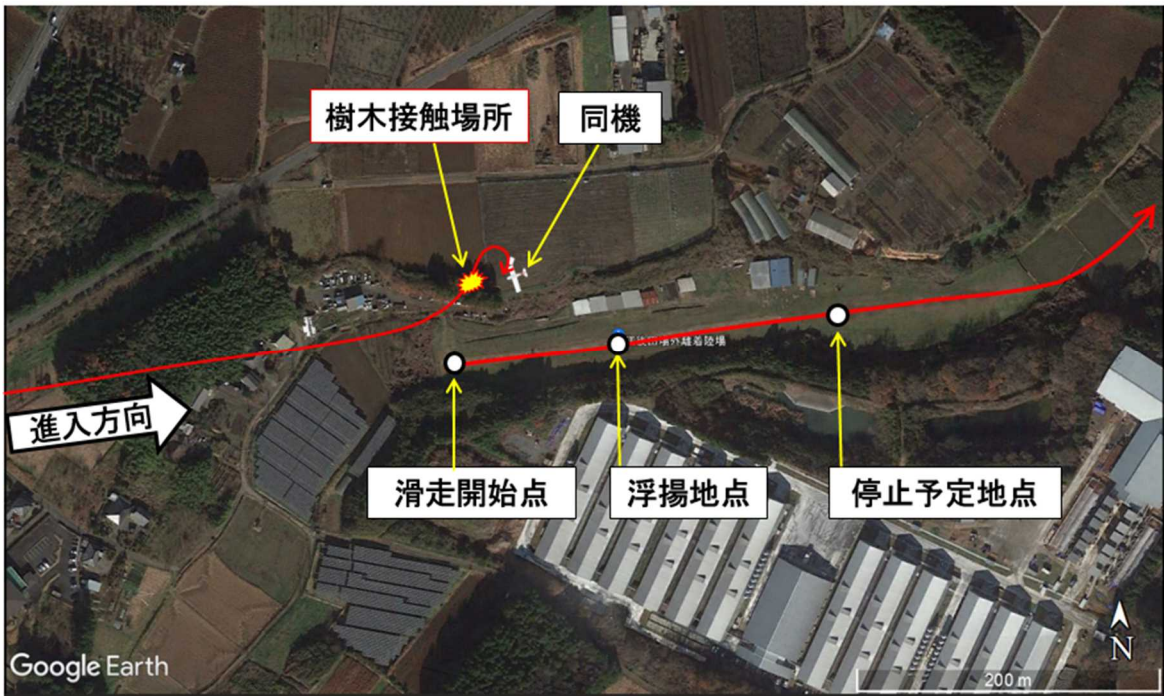


図1 推定飛行経路

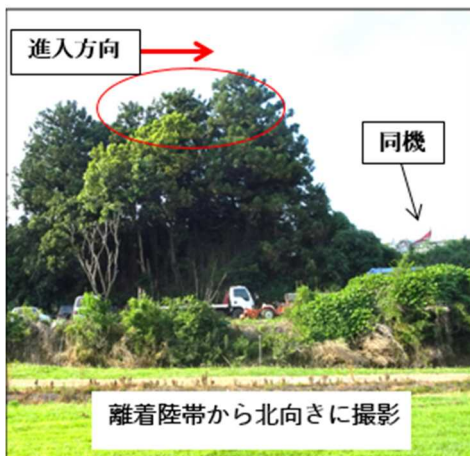


図2 同機が接触した樹木



図3 同機（不時着後に主翼が取り外された状態）

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

中破：主翼（翼端部の損傷、前縁の凹み）、胴体構造フレーム及び前脚降着装置取付け部の損傷

(4) 気象

不時着現場から南西へ約8 kmに位置する茨城県土浦市の気象観測値によれば、本事案当日10時00分における天候は晴れ、風は南東2.3m/sであった。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、同機が進入時に復行した際、主翼を樹木に接触させた経緯など、更なる分析を行い、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。